

経 済 産 業 省

20240325貿局第2号
輸出注意事項2024第6号
経済産業省貿易経済協力局

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「包括輸出承認取扱要領」の一部改正について

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
(施行期日)

1 この通達は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この通達の施行前に改正前の通達の規定により承認を受けた一般包括輸出承認は、この通達の施行日から当該承認の有効期限までに限り、なお従前の例により取り扱うものとする。ただし、更新の申請については、この通達の施行日から当該承認の有効期限までに限り、この通達に基づく更新を行うことができるが、更新の申請にあたっては、2の（9）に規定する更新の手続を行わなければならない。なお、この通達の施行前に「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより申請を行った者以外の者が、当該承認の有効期限の3月前の日以前に、この通達に基づく更新の手続を行う場合にあつては、当該更新の手続に基づき承認を受けた時点で、改正前の通達の規定により承認を受けた一般包括輸出承認は失効したものとみなす。

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）

改 正 後	現 行
1 (略) 2 一般包括輸出承認 (1) 一般包括輸出承認の申請者 一般包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。 ①～③ (略) ④ 「<u>電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について</u>」(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「<u>特定手続等運用通達</u>」という。)に定めるところにより申請を行う者 (2)・(3) (略) (4) 一般包括輸出承認の申請手続 一般包括輸出承認を受けようとする者は、<u>特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「<u>申請項目通達</u>」という。）に規定する申請項目）を入力し、次の（イ）～（ハ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u> (イ) 申請理由書（様式1a） (略) (ロ) 業務届受理証明書（有効期限内のもの）の写し (ハ) 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a） (注1）・(注2) (略) (削除)	1 (略) 2 一般包括輸出承認 (1) 一般包括輸出承認の申請者 一般包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。 ①～③ (略) (新設) (2)・(3) (略) (4) 一般包括輸出承認の申請手続 一般包括輸出承認を受けようとする者は、<u>次の①又は②のいずれかの方法により申請を行うものとする。</u> ① <u>書面による申請の場合</u> <u>次の（イ）～（ニ）に定める書類を申請窓口へ郵送又は提出しなければならない。</u> (イ) <u>一般包括輸出承認申請書（様式1） 2通</u> <u>※「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」欄：申請者が法人であるときは、組織の代表者名も記載する。</u> (ロ) 申請理由書（様式1a） <u>1通</u> (略) (ハ) 業務届受理証明書（有効期限内のもの）の写し <u>1通</u> (ニ) 統括責任者及び該非確認責任者に関する登録書（様式a） <u>1通</u> (注1）・(注2) (略) ② <u>電子情報処理組織による申請の場合</u> <u>電子情報処理組織を使用して一般包括輸出承認を受けようとする者は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号。以下「<u>特定手続等運用通達</u>」という。)に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申</u>

(5)・(6) (略)

(7) 一般包括輸出承認の変更

一般包括輸出承認を受けた者は、申請者名若しくは住所又は業務届受理証明書に記載された取扱品名を変更（別紙1に掲げる物質の変更に限る。）したときは、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）を入力し、次の（イ）～（ハ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、一般包括輸出承認の変更の必要はないが、速やかに統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ) 申請理由書（様式1a）
(略)

(ロ) 変更を要することを証する書類の写し

(ハ) 業務届受理証明書（変更後のものであって有効期限内のもの）の写し

(注) (略)

(削除)

請様式に記載すべき事項（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「申請項目通達」という。）別表第19）を入力し、①の（ロ）～（ニ）を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類各1通を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。

（注1）承認申請日前1年間に外為法違反によって行政指導等を受けた者は、行政指導等を踏まえた社内管理が行われていることを確認できる書類の提出を求められることがある。

（注2）必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがある。

(5)・(6) (略)

(7) 一般包括輸出承認の変更

一般包括輸出承認を受けた者は、申請者名若しくは住所又は業務届受理証明書に記載された取扱品名を変更（別紙1に掲げる物質の変更に限る。）したときは、次の①又は②のいずれかの方法により、新たに承認を受けなければならない。

なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、一般包括輸出承認の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）を貿易審査課に速やかに郵送又は提出しなければならない。

① 書面により一般包括輸出承認を受けた者

次の（イ）～（ニ）の書類を貿易審査課に提出しなければならない。その際、既に発行された一般包括輸出承認の承認証（以下「原承認証」という。）を返還しなければならない。

（イ）一般包括輸出承認申請書（様式1） 2通

※「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」欄：申請者が法人であるときは、組織の代表者名も記載する。

（ロ）申請理由書（様式1a） 1通
(略)

（ハ）変更を要することを証する書類の写し 1通

（ニ）業務届受理証明書（変更後のものであって有効期限内のもの）の写し 1通

(注) (略)

② 電子情報処理組織により一般包括輸出承認を受けた者

特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから包括原承認情報に対応する申請情報を入力し記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を再入力し、①の（ロ）～（ニ）を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該

(8) (略)

(9) 一般包括輸出承認の更新

一般包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

一般包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）を入力し、(4)の(イ)～(ハ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 特定包括輸出承認

(1) 特定包括輸出承認の申請者

特定包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ①・② (略)
(削除)

(2) (略)

(3) 特定包括輸出承認の範囲

特定包括輸出承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出とする。

- ① (略)
② 業務届出受理証明書に記載された麻薬向精神薬原料であって、特定包括輸出承認申請の際に、申請項目通達に規定する申請項目の事項として入力された貨物の輸出
③ 継続的な取引関係を有する者であって、特定包括輸出承認申請の際に、特定手続等

書類各1通を貿易審査課に郵送若しくは提出しなければならない。

(注) 必要に応じて、その他の書類の提出を求めることがある。

(8) (略)

(9) 一般包括輸出承認の更新

一般包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、次の①又は②のいずれかの方法により更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

① 書面により一般包括輸出承認を受けた者

(4)の①の規定に従って、書類を貿易審査課に提出しなければならない。その際、既に発行された原承認証を返還することを必要としない。

② 電子情報処理組織により一般包括輸出承認を受けた者

特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから包括承認情報に対応する申請情報を入手し記載すべき事項（申請項目通達別表第19）を再入力し、(4)の①の(ロ)～(ニ)を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類各1通を貿易審査課に郵送若しくは提出しなければならない。

3 特定包括輸出承認

(1) 特定包括輸出承認の申請者

特定包括輸出承認の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ①・② (略)

③ 特定手続等運用通達に定めるところにより申請を行う者

(2) (略)

(3) 特定包括輸出承認の範囲

特定包括輸出承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出とする。

- ① (略)
② 業務届出受理証明書に記載された麻薬向精神薬原料であって、特定包括輸出承認申請の際に、申請項目通達の別表第19の事項として入力された貨物の輸出
③ 継続的な取引関係を有する者であって、特定包括輸出承認申請の際に、特定手続等

運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達<u>に規定する申請項目</u>）の事項として入力された輸入者への輸出 （４）特定包括輸出承認の申請手続 特定包括輸出承認を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達<u>に規定する申請項目</u>）を入力し、次の（イ）～（ハ）の書類に<u>記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u> （イ）（略） （ロ）業務届受理証明書（有効期限内のもの）<u>の写し</u> （ハ）（略） （注１）・（注２）（略） （５）・（６）（略） （７）特定包括輸出承認の変更 特定包括輸出承認を受けた者は、申請者、買主又は荷受人の名称若しくは住所、承認を受けた貨物又は仕向地に変更が生じたときは、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから<u>入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）</u>を入力し、次の（イ）及び（ロ）の書類に<u>記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u> なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、特定包括輸出承認の変更の必要はないが、<u>速やかに統括・該非確認責任者変更届（様式 a の２）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u> （イ）・（ロ）（略） （注）（略） （８）（略） （９）特定包括輸出承認の更新 （略） 特定包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算	運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達<u>別表第１９</u>）の事項として入力された輸入者への輸出 （４）特定包括輸出承認の申請手続 特定包括輸出承認を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達<u>別表第１９</u>）を入力し、次の（イ）～（ハ）の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類各１通を当該電子申請の受付窓口に郵送若しくは提出しなければならない。 （イ）（略） （ロ）業務届受理証明書の<u>写し</u>（有効期限内のもの） （ハ）（略） （注１）・（注２）（略） （５）・（６）（略） （７）特定包括輸出承認の変更 特定包括輸出承認を受けた者は、申請者、買主又は荷受人の名称若しくは住所、承認を受けた貨物又は仕向地に変更が生じたときは、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから<u>包括原承認情報に対応する申請情報を入手し記載すべき事項（申請項目通達別表第１９）</u>を再入力し、次の（イ）及び（ロ）の書類を専用電子計算機に備えられたファイルに記録又は当該書類各１通を貿易審査課に郵送若しくは提出しなければならない。 なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、特定包括輸出承認の変更の必要はないが、統括・該非確認責任者変更届（様式 a の２）を<u>当該電子申請の受付窓口に速やかに郵送又は提出</u>しなければならない。 （イ）・（ロ）（略） （注）（略） （８）（略） （９）特定包括輸出承認の更新 （略） 特定包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算
--	--

機に備えられたファイルから<u>入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項</u> (申請項目通達に規定する申請項目)を<u>入力</u>し、次の(イ)～(ニ)の書類に記載され た情報とともに、<u>専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u> (イ)～(ニ) (略) (注1)・(注2) (略) 4 (略) 別紙1・別紙2 (略) 様式1 <u>削除</u> (以下略)	機に備えられたファイルから<u>包括原承認情報に対応する申請情報を入手し記載すべき</u> 事項(申請項目通達別表第19)を再入力し、次の(イ)～(ニ)の書類を専用電子計 算機に備えられたファイルに記録<u>又は当該書類各1通を貿易審査課に郵送若しくは提</u> <u>出</u>しなければならない。 (イ)～(ニ) (略) (注1)・(注2) (略) 4 (略) 別紙1・別紙2 (略) 様式1 <u>(2の(4)の①の(イ)関係)</u> <u>一般包括輸出承認申請書</u> (略) (以下略)
---	---